

千葉県報

号外
令和7年3月31日

目次

教育委員会規則

千葉県教育職員免許状再授与審査会規則	一
公立学校職員の退職手当に関する給与規則の一部を改正する規則	一
千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	二
千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	二
公立高等学校管理規則の一部を改正する規則	二
県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則	二
千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三
千葉県教育委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	三
県立中学校管理規則の一部を改正する規則	三
学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則	四
教育委員会訓令	四
県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	四
教育委員会教育長訓令	四
千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の一部を改正する訓令	四

教育委員会規則

千葉県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第三号

千葉県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和四年文部科学省令第五号)第六条の規定により、千葉県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 医療、心理、福祉又は法律の専門的な知識及び経験を有する者
- 二 その他千葉県教育委員会が適当と認める者

(会議)

第三条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他の関係人に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

3 審査会は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)第二十二条第二項に規定する意見を述べるに当たっては、その意見に係る同法第二条第六項に規定する特定免許状失効者等と人間関係又は利害関係を有し、又は有するおそれがあると認める委員を参与させないものとする。

(秘密の保持)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、教育庁教育振興部教職員課において処理する。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する給与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第四号

公立学校職員の退職手当に関する給与規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する給与規則(昭和二十九年千葉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号イを削り、同号ロ中「第五十六条の三第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改め、同号中ロをイとし、同号ハ中「第五十六条の三第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改め、同号中ハをロとし、ニをハとする。

別記第一号様式中

銀行	支店	預金 種別	<input type="checkbox"/> 普通預金
()	()		<input type="checkbox"/> 当座預金

を

銀行 金庫 組合	支店	預金 種別	<input type="checkbox"/> 普通預金
()	()		<input type="checkbox"/> 当座預金

に改める。

別記第二号様式中

級号給 () 円	教職調整額 () 円	給料の調整額 (調整数) 円	計 円
--------------	----------------	-------------------	--------

を

級号給 () 円	管理監督職勤務 上限年齢調整額	教職調整額	給料の調整額 (調整数) 円	計 円
--------------	--------------------	-------	-------------------	--------

に改める。

別記第十五号様式の二を削る。

別記第十六号様式(表面)中「㉞」を削る。

別記第十六号様式の二(表面)中「㉞」を削る。

別記第十七号様式(表面)中「㉞」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第五号

千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

千葉県教育委員会行政組織規則(昭和三十五年千葉県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項の表企画管理部の項中「危機管理班」の下に、「働き方改革推進班」を、「高校改革推進室」の下に、「キャリア教育推進室」を加え、同表教育振興部の項中「生徒指導・いじめ対策室」の下に、「学校問題解決支援班」を加え、「働き方改革推進班」を削り、「任用班、免許班」を「任用室」に改め、同条第三項の表教職員課の項に次のように加える。

任用室

選考班、任用・免許班

第十九条教育政策課の部中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 キヤリア教育に関すること。

第十九条教育政策課の部に次の一号を加える。

十八 千葉県産業教育審議会に関すること。

第二十条学習指導課の部中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とする。

第二十条児童生徒安全課の部中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 学校問題の解決に向けた支援に係る企画及び総合調整に関すること。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第六号

県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理規則(昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項第三号中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

第六十三条第一項中「。次条において同じ」を削る。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 削除

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第七号

県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理規則(昭和五十四年千葉県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第二項第三号中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

第六十条第一項中「。次条において同じ」を削る。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第八号

千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が

処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年千葉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第一号ロ」を「第二条第一号」に改め、「人事委員会規則に基づく事務であつて別に」を削り、同条第一号中「第六条」を「第五条の規定による届出の受理、第六条」に、「第七条」を「第八条」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県教育委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第九号

千葉県教育委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用

に関する規則の一部を改正する規則

千葉県教育委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年千葉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

第五条第二項中「により処分通知等」の下に「(当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。)」を加え、「当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項」を「その情報を同項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第五条第三項中「電子署名」の下に「及び前項ただし書に規定する措置」を加える。

第七条第一項中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第十号

県立中学校管理規則の一部を改正する規則

県立中学校管理規則(平成十九年千葉県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「。次条において同じ」を削る。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 削除

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第十一号

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則(平成二十四年千葉県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表に掲げる県立学校」を「県立学校(県立の中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。)(こと)」に改める。

別表を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会訓令第一号

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

県立学校職員服務規程(昭和三十九年千葉県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項を次のように改める。

3 職員(校長及び教員(県立高等学校管理規則第四十五条に規定する教員、県立特別支援学校管理規則第四十二条に規定する教員及び県立中学校管理規則第三十七条に規定する教員をいう。以下同じ。)(に限る。)(は、出勤し、又は退勤しようとするときは、直ちに自ら勤務管理システム(情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。))を利用して職員の出勤した時刻及び退勤した時刻を記録する仕組みであつて、教職員課長(千葉県教育委員会行政組織規則(昭和三十五年千葉県教育委員会規則

第二号)第十七条第二項の規定により設置される教育振興部教職員課の長をいう。)(が管理するものをいう。)(にその旨を記録しなければならない。

第八条第一項中「事務職員である」を「事務職員等(事務職員(県立高等学校管理規則第四十五条に規定する事務職員、県立特別支援学校管理規則第四十二条に規定する事務職員及び県立中学校管理規則第三十七条に規定する事務職員をいう。以下同じ。)(又は学校栄養職員(県立特別支援学校管理規則第四十二条に規定する学校栄養職員及び県立中学校管理規則第三十七条に規定する学校栄養職員をいう。以下同じ。)(をいう。以下同じ。)(である」に改め、「(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。)(を削り、「事務職員でない」を「事務職員等でない」に改める。

第十一条第一項中「事務職員である」を「校長、教員、事務職員又は学校栄養職員(以下「システム利用職員」という。)(である」に、「事務職員でない」を「システム利用職員でない」に改め、同条第二項及び第六項中「事務職員」を「システム利用職員」に改める。

第十八条第三項中「事務職員」を「システム利用職員」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令

千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会教育長訓令第一号

千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の一部を改正する訓令

千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程(昭和五十一年千葉県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第三号様式中「~~千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程~~」を「~~千葉県立高等学校~~」に、

「2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県教育委員会となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。） 。

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

「2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県教育委員会となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改めらる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八